

平成 19 年度第 4 回常務理事会議事録

日 時：平成 19 年 9 月 14 日（金）15：00～18：05

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、平松 祐司、星合 昊、
吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、福田 淳、堀 大蔵、増山 寿、
村上 節、由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 4 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 3 回常務理事会（通信会議）議事録（案）

総務 1：日本産科婦人科学会の会務に関する提案

総務 2：懲戒に関する内規

総務 3：県立大野病院事件第 6 回・第 7 回公判関連記事

総務 4：医療法人社団グロリア会「ご依頼」

総務 5：福岡県警「捜査関係事項照会書」

総務 6：「勤務医師賠償責任保険」中途加入のご案内

総務 7：「補正用電解質液『硫酸マグネシウム注射液』の切迫早産への使用に関する情報

総務 8：西日本 SHD パートナーズ倶楽部「産科医学生支援奨学金支給に係る大学校の推薦依頼について

総務 8-2：抽出結果 案 1

総務 8-3：抽出結果 案 2

総務 9：厚生労働科学研究費補助金/池田康夫慶應義塾大学教授「共同臨床研究依頼」

総務 10：文科省「学会法人の事業活動状況についてのアンケート」に関する Email

総務 11：平成 19 年度学会・医会ワーキンググループでの検討・要望事項

総務 12：平成 19 年 7 月 26 日付日本医学会書信

総務 12-2：第 1 回日本医学会臨床部会会議運営委員会

総務 13：日本輸血・細胞治療学会「産科大量出血に対応する合同委員会の設置について（お伺い）」

総務 14：マンモグラフィ検診精度管理中央委員会「平成 19・20 年度 NPO 法人精中委理事推薦のお願い」

総務 15：奈良県ドクターバンク事業について

総務 16-1：陳情書

総務 16-2：政府・与党の緊急医師確保対策への意見

総務 16-3：関連記事

総務 17：宗教的輸血拒否者に関するガイドライン(version 4.1)

総務 18：産科医療補償制度に関する意見書

会計 1：取引銀行の格付と預金残高

会計 2：会計顧問契約書

涉外 1：ACOG TODAY August 2007 “Japan exchange connects residents”

社保 1：治験推進研究事業における治験候補薬および治験候補機器の推薦依頼について

倫理 1：根津八紘会員の「160 組の非配偶者間体外受精の実施」との報道の事実確認をお願いしたいこと

について

倫理2：代理懐胎に関するコメント
倫理3：着床前診断関連記事
倫理4：平成19年6月4日付「卵子提供体外受精実施の申請書」について
教育1：新教育委員会業務（案）
教育2：会員からの書信
教育3：「産婦人科医育成奨学基金制度」の平成20年度以降の継続についてのご協力をお願い
教育4：日本医学会医学用語管理委員会「整理すべき概念の提案について（依頼）」
広報1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報3：JSOG ホームページアクセス状況
広報4：若手医師、学生向けホームページ原稿依頼先
広報5：学生、若手医師向け News Letter 創刊号 案
広報6：JOBNET 事業関連資料
将来計画1：奈良県における産科救急患者の搬送困難事例についての声明
将来計画2：7月26日付 Medical Tribune 記事「学生・研修医に産婦人科の魅力をDVDでアピール」
将来計画3：医師不足問題関連記事
将来計画4-1：今後の産婦人科医療提供体制検討委員会の活動予定について（意見伺い）
将来計画4-2：今後の産婦人科医療提供体制検討委員会の活動予定について（意見取り纏め結果）
将来計画4-3：7月9日付厚生労働大臣宛陳情書
将来計画4-4：9月7日付厚生労働大臣宛陳情書
男女共同参画1：地方部会担当公開講座一覧
男女共同参画2：9月10日付日刊薬業記事「乳がんなど女性の健康問題が課題」
男女共同参画3：産婦人科医師の就労状況についての調査表（案）
AOCOG2007 1：事前登録状況(国別)
AOCOG2007 2：プログラム詳細
AOCOG2007 3：幹事担当表
その他1：平成20年度学会予定表
無番：9月14日付中国新聞記事「激務の産科医、労災認定 広島記念病院、中国地方初」

15：00、理事長、常務理事の総数11名のうち9名が出席（嘉村常務理事、星常務理事欠席）し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、総務及び会計担当常務理事の計3名を選任し、これを承認した。

冒頭、**吉村理事長**より「9月7日に舩添厚生労働大臣と面談し、産科救急医療体制の整備と産婦人科医師不足問題への対策に関して陳情書を提出した。大臣には理解を示して頂き、財務省ともよく相談して積極的に考えるとのことであった。舩添大臣は産婦人科医療の窮状についてよく理解されている。今後も厚生労働省への陳情、訴えを継続していきたい」との報告があった。

I. 平成19年度第3回常務理事会（通信会議）議事録（案）の確認
原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

①吉田吉信名誉会員（滋賀）が7月30日に逝去された。（弔電、生花手配済）

(2) 監事団より役員任期に関する提案書を受領した。〔資料：総務1〕

落合理事より「監事団からの提案については運営委員会に諮る予定である。定款そのものに関わる点

もあるので総務でも検討したい」との報告があった。

松岡議長「新公益法人制度への移行を展望すれば、従来のやり方を変える必要がある。総会を年2回開催することも視野に入れて全体を考えないといけない」

吉村理事長「学術集会の開催時期や会計の問題も含めて早急に検討する必要がある」

落合理事「新公益法人制度への移行に伴い定款の改定も考えなくてはならない。監事団からの指摘は重要な問題であり、会計年度の調整も含めて全体を検討したい」

(3) 懲戒に関する内規見直しの是非について [資料：総務2]

落合理事より「平岩弁護士ともよく相談の上、総務で懲戒に関する内規の見直しを検討したい」との提案があった。

吉村理事長「根津会員に対しては今年の4月に嚴重注意処分とした。本職に、注意で終わるのは如何なものか、除名にすべきではないかとの声が会員から届いている。退会勧告に従わなければ除名となるが、退会勧告と除名が繋がらないとの状況が内規にあった方が良いのではないかと。平岩弁護士とも相談して懲戒に関する内規を見直したい。本来メディカルプロフェッションがやるべきではない仕事を我々がやってきたのではないかと考え方も出来るのではないかと思う」

松岡議長「最初の除名処分の際、訴訟となり本会の100%勝訴に近い厳然たる和解条項で和解した。1年後に地方部会長の意見書を添えて学会復帰への申請がなされ、この間和解条項に反するようなことをしなかったということで復帰が認められた。しかし、その間もその後もずっと除名処分の対象となったことを延々と百何十組も行っていったとの新聞報道がある。その報道に対する本会からの問い合わせに対しては逆に質問し、尚且つそれは本会に対する恫喝に近い内容である。一方、訴訟で消耗することも事実であるが、根津裁判につき和解するかを理事会で協議した際に、学会は正しいことをしており、100%勝つ裁判なのできちっと判決を貰うべきだということの本職は申し上げた。その際に和解は法的には判決と同様の拘束力を持つという説明であったので、それであれば本会としては大人の対応をすることで当時の中野会長の判断で和解に応じたという経緯がある。公的な裁判での和解条項を明らかに破った行為について本会が不問に付すことは出来ない。また、総会議決に関わる事案なので代議員としてはこれを黙って見過ごすわけにはいかない。このまま対応を流せば当然総会で代議員からこの件に関して発言がある可能性は十分ある。その辺を含めて考えるべきである。厳しく淡々とルールに則って対応すべきと思う。それから提案であるが、地方部会長を通じて本人に事実確認の問い合わせをした文書、それに対する根津会員からの質問書、質問に対する本会の回答の文書これらを全てホームページに載せて欲しい。同時に和解条項もホームページに掲載して頂きたい。本会の正式な文書の遣り取りであり、是非公開して欲しいと思う。そうでないと全体像が正しく会員に伝わらないと思うし、ホームページで世間にはっきりと分かって頂くことが大事である。懲戒処分の4番（退会勧告）と5番（除名）は必ず総会の議決を要する処分内容である。3番（会員資格の停止）までは理事会の決定で宜しいが、例えば資格停止のところを3年間とか5年間とかの期間を設けるのであれば未だ理解できる」

吉村理事長「懲戒の内規に関しては、もう一度考え直す必要があるのではないかとということで平岩先生ともよく相談した上で総会に諮り、その後どうするかを考えるということである。退会勧告に従わない場合、除名処分にななくてもよいのではないかと思う。医会の場合は坂元前会長の判断で退会勧告をしてそのまま終わっていた。本職としてはそういう判断もあっていいのではないかと思う。ホームページに掲載することに関しては非常に良いことと思うが、後で倫理のところ議題になるのでそこで協議したい」

星合理事「内規を変えることについては問題ないと思う。退会勧告（4番）をして会員資格が有効のままでは、3番（会員資格の停止）より甘いことになってしまうので、そういうことが無いようにして頂きたい。退会勧告をして結論が出るまでは例えば会員資格を一時停止するとかにしないと、3番（会員資格の停止）の方が処分は重いということになる」

吉村理事長「日本学術会議では万波医師との関係が色々問題になっていた。日本泌尿器科学会は除名にしなかった。どちらが患者に対して不利益なことをしているかということ万波医師の方が非常に大きな問題があることをやっている。日本泌尿器科学会からは日本産科婦人科学会はよく除名までしたという意見も聞いた。本会の今までの対応とこれからの取り組み方についてあらためて考える時期に来ているのかもしれない。これは本職からの提案であり、よく相談して決めて頂きたい。当然のことながら、総会で決定する事項であり、代議員に意見を聞かなければならないと思っている」

岡井理事「松岡議長のご指摘があったのは懲戒内規の見直しそのものではなく、根津会員個別の事例に本会の考え方が引きずられるのは拙いのではないかということであると思う」

以上協議の結果、懲戒に関する内規の見直しを総務及び運営委員会で検討する方向性を、了承した。

(4) 大谷裁判について

東京高裁における第1回控訴審が10月3日に行われる予定である。

(5) 県立大野病院事件について

第6回公判が7月20日に行われた。8月31日第7回公判で被告人の尋問が行われた。

[資料：総務3]

(6) 札幌の弁護士事務所から分娩事故を巡る訴訟事案に関連し、陣痛誘発あるいは陣痛促進時のモニタリングのあり方について、エビデンスの有無及び本会の見解の存在について照会の書面を受領した。周産期委員会委員長を中心に対応し、先方に回答した。[資料：総務4]

(7) 福岡県警より捜査のため刑事訴訟法第197条第2項に基づき、産婦人科研修の必修知識2007に記載されている吸引分娩の内容に関する捜査関係事項照会書を受領し(8月20日)、8月27日付で回答した。[資料：総務5]

吉村理事長「捜査当局からの問い合わせが結構ある。産婦人科研修の必修知識2007等が捜査当局に引用されるケースが多くなってくると、それを認識しながら必修知識2011を刊行しなくてはならない」

岩下理事「警察の他、社会保険事務所に必修知識2007を引用して判断したとの事例がある。必修知識2011は現在作成中の産科編診療ガイドラインの内容を盛り込み、整合性をとったものを作成する。但し、吸引分娩は前回のコンセンサスミーティングで紛糾し次回に持ち越しとなったように、議論の多いところでありすぐには結論が出ない。必修知識の内容は研修コーナーで集めた原稿をそのまま載せているので、これを今の段階で一つ一つ見るのはガイドライン以上に大変なことである。必修知識2011は少なくとも出来るところはガイドラインの内容に沿ったものにしたと思っている」

井上理事「前後の事情が良く分からないが、こういったことが刑事訴訟に値するようなことなのか」

吉村理事長「以前は民事だけであったが、最近はそういったケースがある」

井上理事「必修知識2011はもう少し幅の広い表現で作成して頂きたい。他の学会のガイドラインは厳しい方向に向かっている」

岩下理事「本会からガイドラインが出ていなかったため、唯一必修知識が本会の公的な刊行物ということで、社会としてはこれを使うしかない」

吉川理事「例えば吸引分娩に関してガイドラインは吸引回数を最大5回、総牽引時間を20分のラインにしているが、それに対するリコメンデーションのレベルをCとしている。回数や時間に十分な根拠があるものではないことが明確に書かれている。必修知識2007の危険性はリコメンデーションのレベルが分からないことにある。どの程度根拠があって書いてあるのか。裁判になった場合は寧ろガイドラインの方がリスクは少ないと思う」

吉村理事長「そういった事を考慮してコンセンサスミーティングを何回も行っている。必修知識を書く場合もそういった観点を忘れないでおくことも必要かと思う」

(8) 「勤務医師賠償責任保険制度」の申込状況について [資料：総務6]

8月31日現在で申込件数は137件となり、保険料は団体割引10%の適用が確定した。なお、中途加入のご案内を機関誌送付の際に同封する。

(9) 一部の医療機関で切迫早産の適応を有しない補正用電解質液「硫酸マグネシウム注射液」が使用されているとの情報があるので、そのようなことがないよう会員に注意方周知徹底したい。

[資料：総務7]

特に異議なく、ホームページ並びに機関誌に掲載することを、承認した。

(10) 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)より、①同社及びテナント有志50社で結成した西日本SHDパートナーズ倶楽部は、社会貢献事業の一環として滋賀県以西の西日本地域で産科医療に携わることが希望する医学生に対する学資の支援を目的に産科医学生支援奨学金基金を設立した、②奨学金

の支給額は1人年額1百万円、③については本会から15校を推薦頂きたい、との提案を頂いた。なお、同社は第1回産婦人科サマースクールに1百万円を寄付している。[資料：総務8,8-2,8-3]

落合理事より資料に基づき説明があり、「奨学金の対象となる15校については西日本から選出することとし、理事長と総務に一任して頂きたい」との提案があった。

吉村理事長「西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)はどのような経緯でサマースクールに寄付をされたのか」

和氣理事「同社から日本医師会の今村常任理事を通じて嘉村理事に話が来た経緯がある」

吉村理事長「同社は社会貢献の観点から産婦人科医師不足に目を向けて頂き大変有難いことと思う。冠付きの寄付をどんどん募る時代に今後はなってくると思う。15校の推薦についてはどうか」

落合理事より資料に基づき15校の推薦(案)につき説明があった。

平松理事「サマースクールのときに同社から西日本にある23校の中から15校を選ぶとの話があった。今後は東日本高速道路にも働きかけて全国規模としたい」

和氣理事「同社は公共性のある事業を行っているので奨学金事業を行うとの決定となった。東日本も全く同じ環境であり、こういったことを進めていくべきであるとの動きとなると思われるので、本会としてもそのような対応をした方が宜しい」

吉村理事長「そのように対応したい。今回は西日本の大学を推薦することで宜しいか。また、サマースクールへの寄付を増やして頂くことは可能か」

落合理事「西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)はテナント50社と西日本SHDパートナーズ倶楽部を設立している。倶楽部に加盟するテナントの売上は年間600億円あり、そのうち0.1%(600万円)を社会貢献に拠出する。同社は120百万円を拠出し、全体で180百万円を社会貢献事業の資金としている。例えばスーダンにおける医療奉仕活動支援とか色々なことをやっている」

和氣理事「同社が主に目的としているのは育英事業、奨学金であるので、サマースクールは従的な関係である」

吉村理事長「若手をリクルートするには資金もかかるので、そういったことを真剣に考えなくてはいけない。サマースクール運営についてのスポンサーもしっかりと探して参りたい」

吉川理事「大学の選定に当たっては各大学の入局者数を加味して頂きたい。各県に残る医師の数が少ないところを寧ろ改善することを考えたい」

以上協議の結果、15校の推薦は理事長と総務に一任することを、了承した。

(11) 厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患克服研究事業「血液凝固異常症に関する調査研究」主任研究者池田康夫慶應義塾大学教授より、妊婦における血小板減少の疫学調査、ADAMTS-13測定などを本会との共同調査という形で実施することが可能か否か検討頂きたいとの書信を受領した(9月5日)。賛同の場合、本会から共同研究参加メンバーを推薦して欲しいとのことである。[資料：総務9]

特に異議なく、共同調査に賛同すること及び産婦人科・新生児血液学会の先生方にお聞きして共同研究参加メンバーを決めることを、承認した。

(12) (株)診断と治療社より「低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン」(旧版)の取扱いについて、改訂版が既に発刊され、また、本会ホームページにて閲覧できることから、旧版の在庫(509部)を処分したいとの相談があり、特に問題はないため在庫処分を了承した。

(13) 本会と医会は、9月7日舛添厚生労働大臣に面談し、「産科救急医療対策の整備」及び「産婦人科医師不足問題への対策」についての陳情書を提出した。また併せて本会から「政府・与党の緊急医師確保対策」に対する意見書を提出した。同日、陳情に関する記者会見を厚生労働省記者クラブで行った。

[資料：総務16-1~3]

(面談者)

日本産科婦人科学会：吉村理事長、岡井常務理事、海野委員長、澤幹事

日本産婦人科医会：寺尾会長、木下副会長、今村会長特別補佐

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

特になし

(2) 文部科学省

①文科省より、内閣府の公益認定等委員会では平成20年12月から開始される新制度に関する運用指針を検討しているが、公益事業の認定について会員のみを対象とした事業は公益事業として認定しないという方向で検討されているので、学会の状況につきアンケートに回答して欲しいとの依頼があった(9月3日)。**[資料：総務10]**

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①8月23日に平成19年度第1回学会・医会ワーキンググループ(通算第29回)を開催した。

[資料：総務11]

落合理事より「役員各位より頂いた検討事項について第1回ワーキンググループで議論した。学会の今後のあり方を考える上で、本会役員に募ったアンケートの中に、学会・医会両会の一本化についての意見があったことを紹介した。議事録が確定次第先生方にお配りするので、どのような議論が行われたかご覧頂きたい」との報告があった。

吉村理事長「資料にある学会・医会ワーキンググループでの検討・要望事項は重要なのでよく読んで頂きたい。若い先生方が学会、医会の両方に参加するとなると、年会費が高額となるので、我々も真剣に考えなくてはならない。この点は引き続きワーキンググループで検討して頂きたい」

松岡議長「第1回学会・医会ワーキンググループの議事録はいつ頃纏まるのか」

落合理事「現在、両会委員が議事録の確認手続き中である」

松岡議長「一本化論に対する医会のアレルギー反応は今特に強い。ブロックの支部長会でもある長老からこの問題について意見を云われたが、議論をすること自体に敏感である。会員の立場からすると最終的には一本化すればよいと思う。現実には10年かかっても出来ないかもしれないし、政治状況によっては1年で出来るかもしれない。それぞれ所管の省庁が違うので、抵抗が一番あるのは国と思う。こういう議論はどんどんするべきと思うが、本職の意見は医会の理事の中では圧倒的に少数派であると思う」

落合理事「現在公益法人制度の移行が決定されており、平成20年12月には公益法人制度改革関連3法が施行され、特例民法法人となる。公益性の有無を判定された後、公益性が有ると認定されれば公益社団法人として、平成25年11月までに新たな法人として出発する。本会も例外ではない。社団法人は公益社団法人と一般社団法人に分かれる。公益性が無ければ一般社団法人として税制面の負担が増える。そのときには統廃合を視野に入れて検討しなければいけないと思い、あえて学会・医会の今後のあり方について言及した」

岡村理事「資料の中にある一本化の理由として、会費が極めて高額でありこれが新入会の妨げになっているとあるが、これが本当にそうなのかは分からないので、理由を記載する必要はないのではないかと」

落合理事「役員から意見を頂いたときに意見とともに理由が書かれていたので、ひとつの紹介として記載した。ただそれだけが理由であるとは申し上げていない」

岡井理事「学会が医会に検討して欲しい事項として要望したのか」

落合理事「学会の役員からこういう意見があるということだけである」

岡井理事「一本化に関する議論はタイミングを考えないと、医会は議論にのってこない」

吉村理事長「ずっと前から出ては消え、出ては消えという問題である。偶々今回出たという認識でよいと思う」

柏村監事「実は一本化については本職の意見であるが、前から議論はされていたが、今でこそ話題に載せて欲しいということである。過去の経緯は十分知っているつもりであるが、今産婦人科医療の崩壊という現実があり、過去の議論を忘れてもう一度討議して欲しい。可能であればということで理事長が握り潰してもいいという意味で書いた」

吉村理事長「大変必要なことと思う」

松岡議長「昔は連絡協議会という名称であったが、こういった問題が重要なので、連絡協議会から一つレベルを上げた会としてワーキンググループを立ち上げた経緯がある。ところが共同発送で費用が浮いたことを喜んでしまうそんなレベルの議論に終始する会になってしまった。それをもう一度元に戻してくれという議論である」

(2) 日本医学会

①第1回日本医学会臨床部会会議運営委員会が8月24日に開催され、本会から落合和徳常務理事が出席した。**[資料：総務12,12-2]**

落合理事より同運営委員会での議事内容につき資料に基づき説明があり、「医療安全対策や医師不足対策に関して日本医学会として情報発信をして欲しいとの意見が各診療科より出た」との報告があった。

(3) 日本婦人科腫瘍学会

①日本婦人科腫瘍学会から同学会作成の「卵巣がん治療ガイドライン改定案」「子宮頸癌治療ガイドライン案」につき本会の意見を7月末日までに回答するよう依頼があった。本会の婦人科腫瘍委員会で取り纏めた意見を本会意見として回答した(7月27日)。

(4) 日本輸血・細胞治療学会

①日本輸血・細胞治療学会より、「危機的出血への対応ガイドライン」を発表したが、これに伴い大量出血時の救命に対応すべく設置した「産科大量出血に対応する合同委員会」に本会が参加して欲しいとの依頼があった。[資料：総務13]

落合理事より「参加する方向で回答したい。また、委員推薦の意向があるので委員を出したい。周産期委員会が本件を担当して頂きたい」との提案があり、了承した。

(5) 肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症予防ガイドライン作成委員会

①肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症の予防ガイドライン作成委員会に関し、協力委員1名の推薦依頼があった。本会から順天堂大学静岡病院三橋直樹教授を推薦した。

(6) NPO 法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会

①同中央委員会より平成19・20年度の理事2名の推薦依頼があった。本会として前期に引き続き大村峯夫先生と土橋一慶先生の2名を理事(再任)として推薦致したい。[資料：総務14]

特に異議なく、大村峯夫先生と土橋一慶先生の推薦を、承認した。

(7) 宗教的輸血拒否に関する合同委員会

①同合同委員会より、「宗教的輸血拒否者に関するガイドライン(version4.1)」を受領した。

[資料：総務17]

佐藤監事「宗教的輸血拒否に関する合同委員会は元々どこに所属する委員会か」

落合理事「元々は日本輸血・細胞治療学会である」

岡村理事「ガイドラインとなると強制力はないが、これに基づいて診療することになると思う。病院毎にガイドラインを作成していると思うが、合同委員会のメンバーに本会の代表として早川先生が入っているのは、本会としてガイドライン遵守を強く望むとのスタンスであるのか」

吉村理事長「これは飽くまでガイドラインであって、病院毎にこういったものを作っていきべきである。本職の施設でもこれを受けて新たなものを作り直した状況である」

(8) 日本小児科学会

①日本小児科学会との第3回合同意見交換・調整会議を9月12日に開催した。[資料：総務18]

(出席者)

日本産科婦人科学会：吉村理事長、落合常務理事、海野委員長、矢野幹事長

日本小児科学会：別所会長、藤村副会長他1名

落合理事より「日本小児科学会から産科医療補償制度に関する意見書が資料として提出された。日本小児科学会は無過失補償に関して早産・低出生体重児も補償対象とするべきであると強く要望しており、本会もこれについて検討して欲しいとの依頼があった」との報告があった。

吉村理事長「現在は正期産児を中心に検討されている。日本小児科学会は却って訴訟が増加してしまうのではないかと懸念している。例えば36週であれば無過失補償の適用となるが、31週では適用されないとすれば、それは非常におかしな話である。この辺については本会として要望していく必要があると思う」

岡井理事「無過失補償制度は、無過失な事例を補償するのではなく、医療事故といってもいいような一般には起こらないことが起こったという事例に対して過失、無過失を争わないで補償するという考え方が基本にある。未熟児で脳性麻痺になる可能性の高い事例を含めることは基本理念から外れる。但し、

小児科の気持ちも分かるから、それは運用の問題で週数を下げる対応はしても良いと思う。未熟児が脳性麻痺になる頻度が30%~40%あるなら、無過失補償制度の適用ではなく、別の救済方法を考えなくてはいけない」

佐藤監事「岡井先生の意見に賛成であるが、ある程度の理屈付けを考えて、どこかで線引きをしなくてはいけない。財源の問題も考慮しなければならない。CPだけではなく、肩甲難産も含めて検討して頂きたい」

吉村理事長「日本周産期・新生児医学会では日本小児科学会と擦り合わせは出来ているのか」

佐藤監事「言葉の定義は協議したが、こういった医療事故、医療訴訟については全く協議をしていない」

吉村理事長「小児科からはこのような意見があったが、これに対してどのように対応したらよいか」

岡井理事「小児科が意見書を出すことは全く問題ない。将来的には広げたいと皆思っているが、ある程度絞ったところでスタートさせないといけないとの状況である。中枢神経障害に広げることが駄目であり、CPに限って週数の進んだところで線を引いて、兎に角、症例を限って、狭い範囲でやっていこうとの方向にあるようである」

吉村理事長「小児科の話では、早産・低出生体重児と正期産児で数的にCPの起きる割合は1:1である。そうであれば初めからそういったことを入れておいた方が宜しいのではないか。本会の考えとしては、日本小児科学会が意見書を出すのは宜しいが、本会としてはこのような声明を出すことはしないということで、宜しいか」

岡村理事「小児科では早産・低出生体重児で訴えられている症例が沢山あるのか」

海野委員長「産科医療補償制度は、基本的には産婦人科からの要請により、日本医師会から政府、自民党に要望が出た経緯がある。日本小児科学会がこの意見書を出した背景は、その間小児科との話し合いはなく、小児科の先生がよく分かっていなかったというところがある。鴨下小委員会での議論の中で、小児科はこの制度が始まろうとしていることを認識した。どこかで線が引かれ、例えば1週間の違いで補償が適用されなくなれば、周産期センターの産科医師や新生児科医師に対する訴訟の増加に繋がるのではないかということに危惧して、小児科はこの意見書を出したということである。この間も舛添大臣が仰っていたが、これがうまくいき将来的に拡大していく方向性が明確に示されれば、まずは立ち上げることで宜しいかと思う」

岡井理事「実際には小児科側ではそんなに問題にはなっていない。制度の本当の理念が分かっておらず、脳性麻痺の救済と思っているので、何で我々の領域は入れて貰えなかったのだろうと考えているところがある」

井上理事「実際どの程度の補償が患者にされるのか。億単位の補償がないと訴訟した方が得ということになる。それが抑止力になるのかどうか」

岡井理事「この間医会で先生と同じような意見があって、木下副会長中心にどうやってそのようなことがないようにこの制度をもっていけるか散々議論をした。それではもう止めましようとなったら今までのことが全部崩れてしまうので、何とかそういう事態にならないようにこの制度を運用する方向で頑張ってくれていると思う」

佐藤監事「問題は財源をどこからもってくるかである。兎に角この制度を立ち上げて拡大していこうというのが今の方向性と思う」

岡村理事「小児科学会にもよく理解して頂くようなアクションを取らないと進まないと思う」

[IV. その他]

(1) 東京女子医科大学女性医学研究者支援室より平成18年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」採択4女子大学合同シンポジウム(開催日:平成19年9月29日、会場:日本女子大学新泉山館)の協賛についての依頼書を受領した(7月30日付)。

経済的負担がなく、通信で協議の結果、協賛を応諾した。(8月3日付)

(2) これからの女性の健康研究会(代表世話人:石塚文平先生)より第2回セミナー「これから変わる女性のための医療制度」(開催日:平成19年10月21日、会場:品川イーストワンタワー)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(8月30日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、後援を承認した。

(3) 奈良県福祉部健康安全局長より、奈良県は平成19年4月よりドクターバンク事業を開始しチラシを作成したので、会員に周知願いたいとの依頼があった。についてはホームページに掲載いたしたい。

[資料：総務15]

特に異議なく、ホームページ掲載を承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 取引銀行の格付と残高について [資料：会計1]

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 会議開催

①平成19年度専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会を8月31日に開催した。

吉川理事より「総会会場の固定化に関して中間検討を今年度中に終える必要がある。固定化評価委員会の報告を受けたが、もう少し検討する必要があるだろうということで、現在本職自身が案を作っている。次回の常務理事会までに素案を纏め、その後学術委員会に差し戻して検討したい。また本職は会場の実態を調査している。京都、横浜以外では東京と名古屋は比較的問題が少ない。500人～1,000人の会場が4つとの条件を満たす会場は少ない。ポスター会場で2,500㎡という条件があるが、これは一つの会場でやることを前提としている。実際には分かれた方がいいとの考え方もある。イベントホールの広さで前回外れた会場もあるので、この辺を含めて調査したい。本職としてはFIGOのように会場の条件を厳しくしてそれをクリアすればよいというような形で出来ないかとの方向性を探っている」との報告があった。

岡村理事「産婦人科医が足りなくて大学病院も非常に忙しい状況になっており、大学病院を離れることは難しい状況である。条件を満たす遠隔地の会場での開催は非常に難しくなってきたような気がする。社会情勢も加味して頂いて、学術で英断して頂ければ有難い」

吉川理事「宿泊面も大事で、今回京都で問題になったのは、宿泊がとれなかった参加者が多かったことである。FIGOでは宿泊施設は5,000～7,000人が9泊できることとの条件がある。宿泊施設も加味した条件にしたいと思う」

吉村理事長「産婦人科医療の現状を考えると、5～6年前とは全く違う状況となっている。今我々が置かれている現況をよく考えて作って頂きたい」

丸尾監事「岡村理事が云われたことは実感である。離れたところでやるのは遠くになればなるほど大変である。固定化して海外の学会のように事務局に丸投げしてしまうか、事務局が全面的に出て、担当校は学術集会長と事務総長的な役割の者数名が入ればよいとの形になれば別だが、そうでなければ段々難しくなってくるとの印象はある」

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①9月和文誌編集会議、JOCR編集会議を9月14日に開催した。

岡井理事より「和文誌で特集記事を組んでおり、内容はよいと思うが、体裁を変えて読みやすくすることを検討中である」との報告があった。

(2) 英文機関誌 (JOCR) 投稿状況：2007年投稿分 (8月末現在)

投稿数 461編 (うち Accept 60編、Reject 187編、Withdrawn 28編、Under Revision 52編、Under Review 107編、Pending 27編)

岡井理事より「JOCRは8月末の投稿数が461編となっており、これは2006年1年間の投稿数に略匹敵する。2007年度は25%増量の720頁で160～180の論文数を載せる計画で予算を組んでいる。採択率は24%となっており、これで計算すると丁度いいくらいである」との報告があった。

また、岡井理事よりAOF0G50周年の記念誌としてJOCRのサプリメントが完成したとの報告があり、現物を回覧した。

5) 渉 外 (嘉村敏治理事欠席につき堀幹事)

[FIGO 関係]

特になし

[AOFOG 関係]

特になし

[ACOG 関係]

(1) ACOG TODAY 8月号に ACOG 若手医師の本会学術集会参加の記事が掲載された。[資料：渉外 1]

[KSOG 関係]

(1) 韓国産婦人科学会の"International Young Doctors Session"に教育委員会で選考された若手医師 5 名を派遣する予定である。

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第3回社保委員会を9月14日(19:00~)に開催する予定である。

和氣理事より「本日の社保委員会では、次々期の内保連、外保連への要望項目の決定等を行う。岡井周産期委員会委員長から早産の診断に超音波診断が有効であるとのエビデンスを頂いている。現状では妊娠16週から36週までに超音波診断の適応がないため、診療報酬が請求できないという状態になっている。従ってエビデンスをもとに早急に厚労省等に働きかけて超音波診断の診療報酬化に向けて進めたい。そのための小委員会を設置し、委員には周産期の専門家に参加して頂く予定である」との報告があった。

(2) 日本医師会治験促進センターからの依頼について [資料：社保 1]

和氣理事より「日本医師会治験促進センターより治験推進研究事業における治験候補薬及び治験候補機器の推薦依頼があった。資料に示す通りサリドマイド、メトフォルミン、未分画ヘパリンを日本医師会に報告した」との報告があった。

(3) **和氣理事**より「外保連、内保連に提出済の来年度改正要望項目について、厚生労働省による本会との個別ヒヤリングが9月6日に実施された。本日の社保委員会で対応を検討する予定である」との報告があった。

岩下理事「日本周産期・新生児医学会で社保委員会を立ち上げた。この前第1回目の会議を開催し、同医学会と本会の社保委員会の委員派遣について決めて欲しいとの話が出た。出来れば本会社保委員会のメンバーで周産期の先生が同医学会の社保委員会のメンバーになって頂き、意見をフィードバックすることとしたいが宜しいか」

和氣理事「関連学会との擦り合わせをするために小委員会を設置した。そこには関連学会から来て頂いているが、その他に日本周産期・新生児医学会との関連を強めるのであれば、その委員の推薦をお願いしたい」

落合理事「内保連への本会からの要望事項は他学会に比べると非常に少ない。今は産婦人科医療に対して機会あるごとに要望すれば通る可能性が高い。本会から資料を出さなければ、産婦人科医療に手厚くといっても、なかなか難しい。日本小児科学会は数頁に及ぶ提案事項ということで、総論的なことから各論の最重要有望事項までかなり詳しく出している。本会の取り組みが世間から見て少し甘いのではないかと思われないか危惧するので、是非その点につき宜しく願いしたい」

和氣理事「充分理解している。次年度の要望事項は2年前に作られたということもあるが、周産期医療に関する小委員会を設けてそこで審議をしたいと考えている」

7) 専門医制度 (星 和彦理事欠席につき平田幹事)

(1) 会議開催

①第3回中央委員会を9月29日に開催する予定である。

②平成19年度第2回認定小委員会を9月29日に開催する予定である。

(2) 平成19年度専門医認定二次審査について

東京会場（都市センター）と大阪会場（千里ライフサイエンスセンター）で7月28日に筆記試験、29日に面接試験を実施した。受験者数及び面接試験結果は次の通りである。

受験者数：筆記試験 370名（東京 208名、大阪 162名）、面接試験 329名（東京 188名、大阪 141名）、第2段階に回った人数：東京 9名、大阪 3名。

評価会議で保留となった人数：東京 1名、大阪 0名。

平田幹事より「8月31日に行われた専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会の検討結果を受けて、筆記試験について採点を行っている。理事長と委員長とで合格ラインを検討し、第3回中央委員会で最終的な合否判定を行うことになっている」との報告があった。

8) 倫理委員会（星合 昊委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成19年8月31日）

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：67 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：596 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：590 施設
- ④顕微授精に関する登録：453 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：45 例[承認 31 例、非承認 3 例、審査対象外 1 例、審査中 10 例]

(3) 会議開催

①第3回倫理委員会を9月5日に開催した。

②第4回登録・調査小委員会を8月22日に開催した。第5回登録・調査小委員会を9月27日に開催する予定である。

(4) 根津八紘会員の「160組の非配偶者間体外受精の実施」との報道の事実確認を長野地方部会長に依頼した。それを踏まえて根津会員より質問状を受領し、本会より8月23日付で質問に対し回答した。

[資料：倫理1]

星合理事より「倫理委員会としては、この事実が確認されるか、あるいは正式な回答を得られない場合にはそれが事実であると見做したということで宜しいとの平岩弁護士の意見があるので、それに従ってどのような処分とするかを検討したい。倫理委員会はこの結果を待っている状況である」との報告があった。

吉村理事長より経緯について説明があり、「先ほど松岡議長より根津会員とのやり取りをホームページに掲載したらどうかとの提案があった。この点につきご協議頂きたい」との発言があった。

和氣理事「ホームページに載せるべきである」

松岡議長「何故ホームページに載せることを提案したかを説明する。これまでは全て根津会員からの一方通行であった。質疑応答の出来る総会や倫理委員会に出席もせず議論しないまま、そして本会からの正式な問い合わせに対してはまともに答えることはせず、既成事実を積み上げていく手法でやっている。本会は紳士的にその間の経緯、やり取りについて公表しないというスタンスでずっときている。この問題に関して会員からは何故除名、退会にしないか非常に不思議だという声も聞く。それに対して本会として透明性を確保する上でも、このようなやり取りをしていることをオープンにした方がいいと思う。これは公的な文書であり、本会の理事長宛に送ってきているわけであるから、それははっきりさせた方がよい。和解条項の内容について、日数が経つと皆忘れていくかもしれない。裁判所の和解条項を認めて本会に復帰した際も会告を破り続けていたということから自ら明らかにしたわけである」

吉村理事長「資料にある長野地方部会長宛の書信、根津会員からの質問状、それに対する回答書の3点をホームページに掲載することについては認めて頂けるか」

星合理事「会員専用ページで報告すべきと思う」

吉村理事長「一般ページでも宜しいかと思うが、如何か」

和氣理事「これをオープンにすることと処分は異なる問題であり、先ずは一連の流れを社会的にも説明すべきである」

落合理事「根津会員に文書を公表することを通知しなくて宜しいか」

佐藤監事「それは問題ないと思う。本人からマスメディアに発表するとの通知は本会には来ていない」

吉村理事長「本職は心配していないが、その点については平岩弁護士に確認する」

松岡議長「やり取りを知って頂くことが必要である。断る必要はない」

以上協議の結果、平岩弁護士に確認の上、和解条項を含めた4点の文書を公表する方向性を、承認した。

(5) 8月24日に開催された日本学術会議の「生殖補助医療の在り方検討委員会」で根津八紘会員及び向井亜紀氏が陳述したことに伴い、マスコミ各社から本会のコメントを求められたため、代理懐胎に関するコメントを理事長名で発表した。[資料：倫理2]

(6) 着床前診断関連記事 [資料：倫理3]

(7) JISARTからの「卵子提供体外受精実施の申請書」に対する本会の回答(案)について

[資料：倫理4]

星合理事より「今日は方向性を確認したい。近親者からの卵提供による体外受精に関する申請がJISARTから来ている。一つ評価できることは、実施する以前に申請が出たことである。倫理委員会では様々な意見が出た。本件が新聞で報道されたときに公表した本会の見解を踏まえて、資料にある回答(案)を本職が作成した。倫理委員会として日本学術会議等で討論される結果を待って回答したい旨をお知らせしたい。回答(案)について倫理委員会の委員には通信で協議しているが、手続き上承諾は未だとれていない。方向性を承認して頂ければ、文書に内容については理事長と本職に一任して頂きたい。倫理委員会では様々な意見が出された。“卵に対する規定がないので、これは実施しても会告違反ではない”というような意見から、“配偶者間に限定されているから、当然これは会告違反である”という意見まで、両極端の意見が出た。また、“回答を12月までと先方から指定してくるのはおかしい”とのお怒りもあった。少なくとも会員から実施以前に出された申請書なので回答を出さないわけにはいかない。そのような方向性でお認め頂きたい」との報告並びに提案があった。

吉村理事長「難しい問題である。日本学術会議には本職と久具幹事が出ている。久具幹事に現在の状況を説明して頂く」

久具幹事「昨年11月に厚生労働省と法務省から代理懐胎を中心とした生殖補助医療の在り方についての検討をしてくれとの諮問が日本学術会議に下された。そこで新たなメンバーが組織され今年に入ってから審議が開始された。きっかけは某タレントの代理懐胎の問題であり、全国民が承知している。1年間を目処に何らかの見解を纏めて欲しいとの諮問であった。1年間で生殖補助医療全てのことについて見解を出すのは非常に難しい。従って、まず1年間で出す目標を考えることとなり、目標としてはきっかけが代理懐胎であり、諮問の内容が代理懐胎を中心とした生殖補助医療の在り方ということになっているので、まずは代理懐胎についての見解を纏めようということになって、現在検討が進んでいる。検討中なのでどのような見解が出るかについては申し上げられない。どのような範囲での見解が出るかについても分からない。来年の1月～2月が目処になるかと思う」

吉村理事長「我々は生殖補助医療の在り方なので代理懐胎に限らないとの認識であり、それを強く鴨下委員長に申し上げている。しかし代理懐胎だけで精一杯というのが現状である。2月位には恐らく代理懐胎についての見解は出るものと思う。卵子提供に関しては我々として要求しているが恐らく検討する時間はないのではないかと。厚労省も卵子提供について検討が進んでいない状況である」

星合理事「倫理委員会では文章の内容は承認されていないが、日本学術会議の結論を待って決めたいとの方向性で回答することは決定している」

松岡議長「倫理委員会として検討して問題ありと指摘し、だから匿名の第三者という条件付きである程度容認の方向が出ているわけである。その際に親子法が日本に存在しないことと、児の出自を知る権利、この2点が法律上日本では全く整備されていないことを以って時期尚早とし、そして近親者からの提供ということについて特に問題とした。匿名第三者からの場合も最終的に児が大きくなったときに出自を知る権利についてどう扱うかの問題はある。基本的には国、特に法務省に対して下駄を預けた。それがきちんと整備されれば次の段階へというところずっと止まったままできている。今の時点で本会が問題ありと指摘した点が全く何ら変わっていない状況で、本会のスタンスが変わることは論理的に有

り得ない。着床前診断で習慣流産を本会として認めるかという議論のときに、ホームページ上に晒してパブリックオピニオンを求めて、その結果を踏まえて倫理委員会から理事会に報告し承認され、総会で通ったとの経緯がある。その後この問題に関してトラブルは起きておらず、多くの施設で行われるようになってきている。考え方で色々意見があっても手続きをきちんと踏み、皆の意見を聞き、そういう手続きを経た上で変えるべきところは変えるべきである。今回の事案についてはまだそこまで進んでいない。皆の議論を経た上で、多数の人が賛成する状況になれば、従来の会告を大きく変更することも全く問題はない」

星合理事「社会で何ら議論がされていない場合には、本会の会告や倫理規定は倫理審議会で検討し、倫理委員会、理事会、総会の承認をとるシステムである。一方、厚生科学審議会あるいは法務審議会である程度の方向性が出ているときに、本会で独自に倫理審議会を開いて決めるべきなのか、それとも政府機関、そこから委託を受けた日本学術会議で討論している最中にはそれを待った方がよいのか、我々の方向性として非常に微妙なところである。法的なあるいは公的な規制がないときには会告は法律に代わるような重みが会員に対してあるだろうとの判決が出た。この件に関して言えば、厚生科学審議会の結論は我々が過去討論したものと略同じなので、それは我々の考えであり、もしそれに違反すれば処分するのか、それとも日本学術会議でどのような結果が出るか分からないから待っているのか。迷っている苦渋の回答案と考えて頂きたい」

吉村理事長「本会として卵子提供に関する見解はない。卵子提供に関して本会が基準をつくるべき問題ではないと認識している。メディカルプロフェッションはそういったことに対して関与すべきではないと思う。例えば社会が卵子提供を容認した場合、学会はどういった場合に卵子提供が出来るのかというのがメディカルプロフェッションとしての役割とを感じる。代理懐胎を中心にということで諮問されているので、日本学術会議は代理懐胎のことは検討していないというのが現実である。日本学術会議は卵子提供に関して結論を多分出さないと思う。となると学会としてどのような対応をしたらよいのか。本職としては厚生科学審議会が一応案を出しているの、厚生労働省に対して学会員がこういうことをしたいといっている、どうしたらよいかと投げかけるのがよいのではと思う。親子法がないとこういうことが出来ないとなると、国が考える必要性がある。そうすると国に預ける形が一番であり、一学会が出来ることではないと思う」

松岡議長「今回の申請は基準とかがないので、問題は色々あるかもしれないが、やりたいがどうしたらよいかその抛りどころとして学会に申請が来ている。同じことをやろうとしているが根津会員とはスタンスが全然違う。学会として何らかの意見を言ってあげないといけない気がする。但し、法的な問題があるのでそのような大きい問題は国に投げ返して、学会がやるべきことは、医学的にこういうリスクがあったり、合併症だったり色々な問題についてこうやった方がいいとか、注意しなさいとかを示すのが学会の純然たる役割と思う。本来本職でない分野にまで学会が踏み込んで色々云ったりしなくてはいけない悲しい現実がある。それに対して学会として今後基本的にどういうスタンスで行くのか」

吉村理事長より「これに対して何らかのアクションをJISARTに対して出してあげなくてはいけない。この点については倫理委員会で今の方向性で検討させて頂いて、倫理委員長と理事長名で回答することとしたい。文章については各先生に事前にメールで送付させて頂きたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

久具幹事「そのような方向性で文章をつくるが、(日本学術会議の)結論が出るまではどうするかに関しては、従来ある厚生科学審議会の報告を本会として尊重するとの立場であることを一言入れた方が宜しいかと思う」

吉村理事長「そう書かざるを得ない」

(8) **星合理事**より「京野アートクリニックから悪性腫瘍等で卵巣摘除をしなくてはならない患者の卵巣の原疾患の治療前の凍結に関する研究並びに臨床実施に関する申請が出ている。倫理委員会で検討の結果、臨床実施と研究の両方では審議に時間がかかるので、取り敢えず研究で出来ないかを確認する段階である。研究であればすぐ認可できるが、臨床となると別の審議が必要となる」との報告があった。

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

8月31日現在、入金済 2,610 冊、校費支払のため後払希望 19 冊、購入依頼 49 冊。

(2) 今後の教育委員会の業務について [資料：教育 1]

岩下理事より資料に基づき教育委員会と他の委員会との教育に関わる業務の分担の説明があり、更に「専門医制度委員会と教育委員会の業務が複雑に入り組んでいるので、理事長からお互いの業務を整理するようにとの諮問があった。星理事とも協議し、資料に書いてある業務を教育委員会が行うこととした。新たに加わった業務として ICD-11 に対する検討や、若手産婦人科医による学術企画検討、サマースクールがある。日本医師会医学用語委員会には用語小委員会委員長の峰岸敬先生を委員長とさせて頂きたい。必修知識 2011 編纂委員会では研修コーナー原稿のブラッシュアップを行いたく、専門医制度委員会研修小委員長の竹下俊行先生を委員に追加したい。サマースクール企画委員会は齋藤滋先生に委員長になって頂き、委員は齋藤先生と相談して決めさせて頂きたい。専門医認定審査筆記試験問題作成委員会は、今まで専門医制度が問題を集めて、いつもアドホックで5月6月の非常に短期間の間に教育でブラッシュアップして問題を作っていたが、非常に時間が少ないこと、かなり不手際な問題が多くて苦労するところなので、出来ればこれを常置委員会とし、9月から問題を集めて今年中に問題を集め終わり、来年早々からブラッシュアップに入って、良い問題、偏りのない問題を作りたいと考えている」との説明があり、特に異議なく、承認した。

(3) 会員より子宮卵管造影時のレントゲン撮影に関し、社会保険支払い基金の審査で「産婦人科研修の必修知識 2007」の記載が適用され、レセプトで減点されたとの文書を受領した(8月22日付)。

8月28日付で教育委員長名にて同会員宛に回答した。 [資料：教育 2]

松岡議長「HSG に関して九州では産婦人科社保便覧を作って産婦人科医会の全会員に配布している。その中では HSG の写真の枚数について具体的に記載されている。保険のルールは学問的なものとは全然違う基準で定められているのが現実と思う」

(4) 産婦人科医育成奨学基金制度のスポンサーである M 社に、平成 20 年度以降の支援継続並びに社名を冠した制度としたい旨の依頼状を提出した。 [資料：教育 3]

(5) 日本医学会医学用語管理委員会より、整理すべき概念を提案して欲しいとの依頼があった。

[資料：教育 4]

(6) ICD 専門委員会について

岩下理事より「厚労省から各学会に ICD-11 の改定に向けて、WHO の ICD 改定委員会に対する構造的なことにする意見を9月末まで、また、ICD-10 に載っているような分類の方式がいいのかどうか、また新しい分類方式についての意見があれば12月末までに回答頂きたいとのことなので、日本生殖医学会、日本周産期・新生児医学会、日本更年期医学会、本会の婦人科腫瘍委員会に意見を伺っている。これらを纏めて厚労省に意見を提出したい」との報告があった。

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (平松祐司委員長)

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 3 回広報委員会を 10 月 12 日 16:00~18:00 開催予定である。

(2) 8 月 29 日に業者 2 社により本会ホームページリニューアルに関するプレゼンテーションが行われた。

平松理事「9 月末に再度その 2 社に細部を確認し、早急に決定したい」

(3) JOB-NET 公募情報について [資料：広報 1]

平松理事より「現在までの応募は 17 件である。成立したものは 1 件であり、卒後 15 年以上の非常勤医 3 名が採用された」との報告があった。

(4) ACOG Web 会員について [資料：広報 2]

平松理事より「ACOG Website 会員専用ページのログイン可能会員数は、機関誌 6 月号で宣伝した効

果もあり、6月末比で950名増の6,975名（9月7日現在）となった」との報告があった。

(5) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

(6) 関東連合の依頼により、第113回関東連合地方部会学術集会映像配信のお知らせを日産婦学会ニュースで一斉配信した（8月2日）。

(7) 若手向けホームページについて [資料：広報4]

平松理事より「若手医師、学生向けのホームページを作成するが、タイトルを資料にあるように決定し、既に各先生からは原稿が集まっている」との報告があった。

(8) 若手向けニューズレターについて [資料：広報5]

平松理事より「新しい事業として若手医師、学生向けのニューズレターを年2回発行することとした。創刊号は12月に発行する」との報告があった。

(9) JOB-NET 事業の対象となる病院の拡大について [資料：広報6]

平松理事より「JOB-NET 事業の対象となる病院は現在公的病院としているが、対象を拡大し、私立病院も含めることとしたい」との提案があった。

矢野幹事長「JOB-NET 事業は公立病院、公的病院を対象に開始したが、会員から私立病院も対象として欲しいとの要望があり、協議頂きたい」

吉村理事長「基準をどのようにしたらよいか意見を伺いたい。研修指定病院としたら如何か」

岡井理事「現在公的病院は特定機能病院、地域医療支援病院、研修指定病院ではなくても対象としているのか。それを変更した方が寧ろよいのではないか。施設の経営母体が公的機関であると規定しているが、地域にとって必要な病院であり、社会的な意味のある病院ということでそこを充実させるとの話にもって行った方が宜しいのではないか」

海野委員長「対象を公立病院、公的病院とした経緯は、その病院が地域にとって必要かについて我々が判断しきれない部分があるので、公立病院、公的病院であるならば危険性は低いだろうし、取り敢えず事業を開始してどのように応募が行われるか様子を見ることとしたからである。ここで拡大することは何ら問題ないものと思う。但し、基準を変更して公立病院、公的病院の中で対象とならない病院が出てくると少し拙いかと思う。例えば、公立病院、公的病院並びに研修指定病院等とかとし、そこに特定機能病院、地域医療支援病院が含まれる形にしては如何か」

岡井理事「営業重視の病院が人集めをするために JOB-NET を利用するのは拙いのではないかとということで公的病院を対象とすることになった」

海野委員長「この事業を始めるに当たって、文科省と定款の規定に入るのかどうかということに関してのやり取りが色々あった。そのときのニュアンスから、地域医療に貢献するとか公的といった部分を完全に外して全部となると問題が発生すると思う」

荒木事務局長「定款の目的に沿う事業活動でなければならないということで、公的病院を対象とした形での JOB-NET の位置付けとなった」

松岡議長「日本全体の産婦人科医の数は決まっており、どこかが動いたらいなくなる地域ができる。だから自由な流通ということくらいしか意味がない。それで結果的にある程度の適当な人員の配置に落ち着いてくることしか期待できない」

吉村理事長より「以上の意見を考慮して、海野委員長には素案を考えて頂きたい」との意見が示され、了承した。

2) 将来計画委員会（井上正樹委員長）

(1) 会議開催

①第2回将来計画委員会を9月14日（17：30～）に開催する予定である。

②第2回産婦人科診療ガイドライン-産科編 コンセンサスミーティングを9月1日に開催した。

第3回同コンセンサスミーティングを9月23日（於 新宿京王プラザホテル）に、第4回同コンセンサスミーティングを10月14日（於 群馬県民会館）に開催する予定である。

③拡大産婦人科医療提供体制検討委員会を11月18日に開催する予定である。

井上委員長より「学術団体ということで医療崩壊とか産科崩壊といわれているが、医学研究の崩壊も進んでいる。1985年からインパクトファクター1.0以上のジャーナル70程度を調査したが、2001年をピークに英語の論文が半減している。韓国や中国は増えているが、日本は医学研究に於いてアジアの小国になりつつある。これは研修医が大学に行かなくなったこと、地方に学生が残らなくなったこと、医療の崩壊の煽りの現象があって研修医や大学の人間が浮き足だっていることが理由として考えられ、本会としてそういう点をきちっと押さえる必要があるのではないかと。以上について将来計画委員会で検討後報告したい。また理事長と医会の会長が新任されたので、私見であるが、新春対談の形で医会報か機関誌に載せたいと考えている」との発言があった。

吉村理事長「既に医会会長とは対談を行い、医会報9月号に載ると思う」

井上委員長「舛添大臣と面談して頂いたが、陳情に対してどの程度実現性があるのか。診療報酬をどうするのか、時間外帝王切開の保険点数を含めて、実際対談されてどうだったのかを明らかにして頂きたい」

吉村理事長「井上委員長のご心配はご尤もであるが、柳澤前大臣も舛添大臣もかなり真剣に考えている。我々の言ったことが全て通るかは分からないが“財務省に対しても働きかけていく”、“ハイリスク妊娠・分娩管理料に関しても真剣に考えていく”と言って頂いている。恐らく来年3月までには何らかの動きがあるだろうと期待している。東京都も女性医師の待遇改善や産婦人科医の過重労働の軽減等に関する検討を考えている」

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会の委員追加について

医会から、可世木成明医療対策部担当常務理事、中井章人勤務医担当常務理事、西井修幹事長の3名を新たに委員として追加したい。

特に異議なく、委員追加を承認した。

(3) 奈良県における産科救急患者の搬送困難事例について声明を発表した。 [資料：将来計画1]

(4) Medical Tribune7月26日付記事「学生・研修医に産婦人科の魅力をDVDでアピール」について [資料：将来計画2]

(5) 医師不足問題関連記事 [資料：将来計画3]

(6) 今後の産婦人科医療提供体制検討委員会の活動予定について [資料：将来計画4-1~4]

海野委員長より「産婦人科医療提供体制検討委員会の今後の活動であるが、集約化を含む各地域の産婦人科医療提供体制の調査を2年間続けて行っており、今年も引き続き調査することを考えている。それを纏めた上で11月18日開催の拡大産婦人科医療提供体制検討委員会で意見交換をする段取りでいる。分娩施設調査に関しては医会とかなり密接に情報交換をしており、本会、医会の安定的な調査によって常に分娩施設の現状が分かる状況を作りたいと考えている。また、今回の奈良の搬送困難事例にも関連するが、産婦人科の一次救急の問題に関して、本会で検討を行うかどうかについて協議頂きたい。医会は調査を行い、その調査結果を発表している。本会でも指示があれば検討したい」との提案があった。

松岡議長「奈良の問題で医会は全国の支部に調査をかけているが、非常にはっきりしていることは、これは妊婦側の問題もあるのではないかと。母子手帳を貰い、一度でも妊婦検診を受けていたら、必ず掛かりつけ医がいて何かあったときにいわゆる一次救急の問題は解決していた筈である。一切それをせず週数すら受けた病院は正確に分からない状態で、非常に悲しい結果となる。これは受け入れ体制側の問題ではなく、それ以前に国なり行政側の対応の問題である。そういう人達が妊婦検診を受けられる環境を整備することが大事である。母子手帳の所謂無料券を2枚から5枚に増やすとの話が出ており、こういうことがある程度広がってくれば、妊婦検診を一度も受けない人の数も随分減ってくるものと思う。そのことをきちんと言うべきである」

吉村理事長「都道府県単位でどのような体制が出来ているかを把握する必要がある。産婦人科の一次救急に関して本会として検討する必要があるかどうかについて議論頂きたい」

吉川理事「検討すべきと思う。世間から理解の得られる行動をとらないといけない。折角今世論が応援をしてくれているので、その流れを潰さないためにも、本会としてはきちんと把握しておくべきである」

岡井理事「この問題は医師不足や産婦人科医療に対して支援して貰う方向に訴えた方が本会として得策であると判断する」

海野委員長「責任は行政にあるので、その行政の責任はどうなっているのか、世の中の仕組みはこうあるべきであるということ、本会は提言すれば宜しいかと思う」

吉村理事長「都道府県の責任者や産婦人科の教授に対して周産期医療をどのように認識しているか聞いてみる必要があると思う。ある県ではうまくいき、ある県ではうまくいっていないというようなことがマスコミに報道されること自体が大きな問題と思う」

星合理事「近畿では患者を診ている産婦人科医から二次救急に電話すれば近畿6県必ずどこかを探してくれる体制はある。医師からの連絡でなければ二次救急は引き受けない。では一次救急はどうするかという問題であるが、医師不足だから引き受けられないというようなことはなく、引き受けられる体制は作っている。奈良は二次救急体制がないので近畿に依存している状況である。近畿全体ではカバーしていることを頭に入れておいて頂きたい」

以上協議の結果、産婦人科医療提供体制検討委員会が産婦人科の一次救急の問題に関して検討することを、了承した。

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長欠席につき清水副委員長）

(1) 会議開催

①第3回女性医師の継続的就労支援委員会を10月5日に開催する予定である。

②第1回女性の健康週間委員会を10月12日に開催する予定である。

(2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画 1]

(3) 厚生労働省西山健康局長は官邸からの指示により、新健康フロンティア戦略で掲げられている「女性の健康力」に着目して、来年3月に本会、医会と協力して「女性の健康週間」を開催する意向を明らかにしたとの報道があった。ついては、本会、医会及び厚労省と「女性の健康週間」推進についての具体的協議が開始されると思われる。[資料：男女共同参画 2]

清水副委員長より経緯の説明があり「詳細については不明であるが、適宜情報を収集し対応して参りたい。本会から厚労省健康局長宛に宜しくお願ひしたいとの文書を提出することにつき諮りたい」との提案があった。

吉村理事長「女性の健康週間の推進については慎重に対応して頂きたい。厚労省に文書を提出することは問題ないと思う」

特に異議なく、厚労省に文書を提出することを、承認した。

(4) 新産婦人科専門医に対し、実際的な状況と今後の希望的就労状況を把握するため、「産婦人科医師の就労状況についての調査」を実施する。[資料：男女共同参画 3]

清水副委員長より「今年度専門医試験に合格した新専門医に対してアンケート調査を行いたい。本常務理事会で承認されれば、9月29日開催の専門医制度第3回中央委員会の了承を得た上で、10月初旬に調査表を発送したい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

4) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長欠席につき久具幹事）

(1) 事前登録について [資料：AOCOG2007 1]

(2) 50周年記念出版について

(3) プログラム詳細について [資料：AOCOG2007 2]

(4) 会期中の幹事担当について [資料：AOCOG2007 3]

久具幹事より「来週の21日（金曜日）にオープニングセレモニーが行われる。多くの先生方にオープニングセレモニーからAOCOGに出席して頂きたい。21日には日韓カンファレンスが2時から5時まで

開催される。事前登録は現在1,150名である。幹事には4日間進行の管理等手伝って頂くが、無理のない範囲で協力して頂きたい。1週間後に迫ったので、色々な点で先生方の協力をお願いしたい」との報告があった。

IV. その他

(1) 平成20年度日本産科婦人科学会予定表(案)について [資料:その他1]

(2) 落合理事より「井上先生より学会・医会ワーキンググループに陪席の希望があった。ワーキンググループは開かれた会であるので、役員の陪席については事前に申し出て頂ければ認めることを学会、医会で決定した。次回は10月18日(木)に開催する予定である」との報告があった。

以上